ALAYAは スタッフの子育てを 応援します

アラヤ株式会社

はじめに

ALAYAは「総合的言語ソリューションを提供する」という、社会貢献度の高い使命を掲げています。それを実現するためには、ALAYAの活動が社会発展に貢献するものであると同時に、その在り方も、来るべき機会均等社会の姿を反映したものでなくてはなりません。

ALAYAの従業員は皆、性別、出身地、年齢などさまざまな異なる条件をもっています。ALAYAはその一人ひとり違う皆さんが、やりがいをもって仕事に取り組み、そこに喜びを見出せる環境を作りたいと考えています。なぜなら従業員一人ひとりを活用できなければ、最も不利益をこうむるのは会社そのものであり、ひいては会社に所属する皆さん自身でもあるからです。

企業としての使命を全うするため、また会社の成長と従業員の豊かさを向上させるために、ALAYAは従業員に対してさまざまな取り組みを行っています。社員の子育てへのサポートもその一環です。このしおりは、子育てをしながら働くことへの理解を図るために、ALAYAの育児支援の内容をまとめたものです。子育て中の方も、それ以外の方もぜひご一読ください。

育児関係資料

ALAYAの育児関係の資料とその保管場所は以下の通りです。社員の皆さんはいつでもアクセスしてご覧いただけます。

- 「社員用就業規則」
- 「育児介護休業規程」
- 「慶弔見舞金規程」
- 「育児・介護に関する各種申請書」

→ デヂエ「ALAYA Info Bank」内「書式・規程一覧」

- 「育児・介護休業に関する労使協定」 → 総務にお問合せください

本パンフレットは2008年10月時点の就業規則等を抜粋、編集したものです。記載された内容が就業規則、法律、条令等と異なる場合は、後者が優先されます。

よくある質問

Q1 ALAYAの育児支援制度について不明な点は、どこに問い合わせればよいですか？

A 総務担当者にお尋ねください。

Q2 育児関係の法律や制度の利用方法などについて知りたいときは、どこに問い合わせればよいですか？

A ハローワークや厚生労働省のホームページで情報を入手できます。またハローワークの窓口では制度利用者向けのパンフレットを配布しています。

ハローワーク　http://www.hellowork.go.jp
厚生労働省　http://www.mhlw.go.jp

Q3 子育て期間中、在宅勤務をすることはできますか。

A 在宅勤務については現在、適用基準を検討中です。ただ、ALAYAには在宅で子育てをしている社員の方もいますので、希望する方はまず上長にご相談ください。

Q4 育児休暇期間が過ぎてからも勤務時間を1日6時間程度に短縮することはできますか。

A 勤務時間、勤務日数などの調整をご希望の方は、まず上長にご相談ください。ALAYAにはフルタイムの社員のほかに、パートタイム、アルバイトなどさまざまな勤務形態のスタッフがいます。パートタイムの方でも就業時間数によっては社会保険や有給休暇などフルタイムの社員に準じた待遇を受けられる場合があります。

Q5 育児ではなく介護の場合にも支援制度がありますか。

A 従業員が家族の介護をする際にも、育児の場合とほぼ同様に、時間外労働や深夜業の制限などが適用されます。詳しくは「社員用就業規則」等をご覧ください。

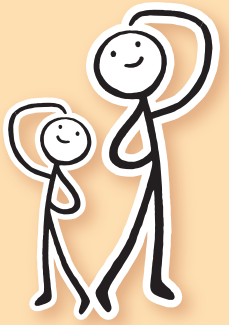

1 出産休暇

出産前6週間＋出産後8週間＝14週間の休暇が取得できます。

- そのほか妊娠中は時間の短縮や通院のための休暇を申請できます。
- 休暇中は無給です。
- 男性の場合は2日間の特別休暇が取得できます。

2 育児時間

赤ちゃんが1歳になるまでは、1回30分の育児時間を日に2回とれます。

- その時間は無給です。

3 育児休暇　1歳未満

赤ちゃんが1歳未満の間は育児休暇をとることができます。

- 男女どちらでも取れます。
- 休暇中は無給です。
- 男女とも育児休業期間中は社会保険料が免除になります。詳しい免除期間については総務担当者にお問合せください。

4 育児休暇取得中の勤務

赤ちゃんが1歳未満で育児休暇を取得している場合でも、勤務を継続することができます。

- 出勤日数は1週間に2日以内です。
- 給与は日割り計算で支給されます。
- 給与額が給与総額の半分以下であれば、給与総額の30%相当の育児給付金が支給されます。

5 育児休暇　1歳～1歳6ヶ月

赤ちゃんが1歳6ヶ月になるまで育児休暇を延長できます。

- 男女どちらでも取れます。
- 保育所に入れる場合は延長できません。
- 休暇中は無給です。

6 育児のための時間外労働の制限

子供が小学校に入るまでの間は、労働時間の制限を申請することができます。

- 男女どちらでも取れます。
- 1ヶ月に24時間もしくは1年に150時間以内の時間外労働とします。
- 会社が業務運営上、支障があると判断した場合は適用されません。

7 育児のための深夜業の制限

子供が小学校に入るまでの間は、深夜労働の制限を申請することができます。

- 男女どちらでも取れます。
- 深夜とは午後10時から午前5時までを指します。
- 会社が業務運営上、支障があると判断した場合は適用されません。

8 育児のための勤務時間の短縮

子供が3歳になるまでの間は、勤務時間を短縮できます。

- 男女どちらでも取れます。
- 1日1時間短縮して7時間にできます。
- 出勤時間を早くしたり遅くしたりできます。
- 実労働時間分の給与が支給されます。

9 子供の看護をするための休暇

子供が小学校に入るまでの間は、子供が病気やけがのときに休みを取ることができます。

- 男女どちらでも取れます。
- 1年間に5日以内です。
- 休暇中は無給です。

10 対象者

次の従業員はこれらの制度の対象外です。

- 入社1年未満の社員。
- 就業日数が週2日以下の社員。
- 契約社員で、休暇や短縮制度の対象期間中に契約期間が終了し、更新しないことが明らかな社員。

11 申請方法

申請の際は、所定の申請用紙及び会社が必要と認めた書類（診断書など）を添えて総務担当者まで提出してください。

2008年11月
アラヤ株式会社　総務課